
令和6年 第1回 築上町議会定例会会議録（第6日）

令和6年3月22日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和6年3月22日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第4号 | 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第3 | 議案第6号 | 令和6年度築上町一般会計予算について |
| 日程第4 | 議案第7号 | 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第8号 | 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第9号 | 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第10号 | 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第11号 | 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第12号 | 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和6年度築上町水道事業会計予算について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和6年度築上町下水道事業会計予算について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第20号 | 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第22号 | 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第23号 | 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第24号 | 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を |

改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第29 議案第37号 権利の放棄について
- 日程第30 議案第38号 公有水面の埋立てについて
- 日程第31 発議第1号 築上町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第41号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第2 議案第5号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第6号 令和6年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第7号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第8号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第9号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 令和6年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第14 議案第17号 令和6年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第18号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第29 議案第37号 権利の放棄について
- 日程第30 議案第38号 公有水面の埋立てについて
- 日程第31 発議第1号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第41号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（13名）

1 番	今富 義昭君	2 番	江本 守君
4 番	田原 宗憲君	5 番	工藤 久司君
6 番	田村 紘貴君	7 番	宗 裕君
8 番	丸山 年弘君	9 番	信田 博見君
10 番	池永 巖君	11 番	武道 修司君
12 番	塩田 文男君	13 番	吉元 健人君
14 番	池亀 豊君		

欠席議員（1名）

3 番	鞘野 希昭君
-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	横内 秀樹君	次長	脇山千賀子君（監査委員事務局局長併任）
書記	中原 寿浩君	書記	小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会 計 課 長	石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	脇山千賀子君		

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第4号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第4号令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長、池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第4号令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、社会保障・税番号制度システム整備費事業の繰越明許費の追加、新型コロナワクチン健康被害給付金、小中学校の給食賄い材料費、実績に伴う県返納金及び決算見込みによる不用額などの補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、都市計画費として、椎田駅北口公衆トイレ整備事業の繰越明許費の追加や決算見込みによる不用額などの補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第4号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第5号

○議長（塩田 文男君） 日程第2、議案第5号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第5号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本補正予算案について慎重に審議した結果、産前産後保険料負担金に係る内容が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第6号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第3、議案第6号令和6年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第6号令和6年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審議した結果、町内の空き家の実態を把握するための空き家等実態調査

事業費用、パスポートの申請や発給事務が本町でできるようにするための旅券発給事務事業費用、小中一体型校の基本設計、実施設計費用、築城支所の図書館改修工事費用、椎田社会福祉センター「自愛の家」の改修工事費用などが主なもので、採決時に1名の反対がありましたが、賛成多数で可決するべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第6号令和6年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、椎田駅北口にバリアフリー対応の公衆用トイレを整備するための費用、築城基地周辺の防衛省管轄の土地を有効に活用するための築城基地周辺財産利用・活用事業費用、各種申請のオンライン化に向けたDX推進事業費用などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 反対の立場から討論させていただきます。

最初に申し上げますが、住民生活を支える大事な当初予算、全てに反対なわけではございません。反対なのは1点だけです。

議案書8ページ、第2表、債務負担行為、小中一体型校整備事業、令和7年度から令和8年度で63億5,700万円の債務負担行為が計上されております。この計上された債務負担行為について、2日目の議案質疑のときに質問したところ、この必要性についてです。全くその必要性に対しての理由の説明はありませんでした。

そこで、さらに資料要求して、この債務負担行為の提出の根拠となる書類を見せていただきました。驚くことに63億円ものの予算計上のための根拠資料が、はっきり言って、たったA4、2枚。しかも文言には何の必要性の説明もありませんでした。必要性の説明できないものを予算計上しているだけでも信じられません。そもそも議会の審議すらできないと思いました。

そこで、委員会等でさらに詳しく聞くと一応説明が出てきました。担当者の説明は、工期が足りないから工期を短縮するためと、債務負担行為に計上して設計・施工一括でプロポーザル方式で契約するとコストの削減ができる。工期と予算削減が理由との説明でした。

そこで、私も調べてみました。まず工期についてです。昨日、落成した八津田小学校の工期です。当時の契約書類を見てみましたが、八津田小学校はやや規模が小さいかもしれませんが、建設工事の期間は1年3か月です。今回、スケジュール表によれば、小中一貫校は再来年度とその

次の年度、2年間の工期があるはずです。

さらにもう一つ調べてみました。今、県内の福津市で、小中一貫校ではないんですが、ほぼ同規模の学校建設。新設です。予定されております。

そのホームページで見たんですが、そののをここに、福津市のホームページの資料を印刷してきましたけど、そこもうちとほぼ同じ工期なんです。本年度実施設計を行って、本年度というか、4月ですから来年度ですね。来月からの来年度実施設計を行って、その次の再来年度とその次の2年間で本体工事を建設するという、2年間かけて建設するという工期が上がっています。ですから工期が足りないということは全然ないんです。通常の実施設計を行った後で、通常どおり本体工事を入札にかければいいんです。

それで、これを後から見る町民の方もいると思うので、詳しく説明させていただきます。私が問題だと思うのは、設計と施工を一括で出してプロポーザルで契約してしまうということです。分かりやすく言うと、この庁舎と同じ契約方法なんです。この庁舎のときはどうだったか。プロポーザルの上限価格、これ以上の金額では駄目ですということで、募集した金額が34億6,500万円。これが上限価格でプロポーザルを募集しているんです。

それに対して、プロポーザルの結果、幾らの契約金額になったか、34億6,464万円。お分かりになりますか。34億円以上の発注でたった36万円しか安くなっていないんです。

今回は60億円以上の契約です。仮に入札すれば、5%安くなっただけで3億円以上、10%安くなれば6億円以上安くなるはずです。それをなぜ入札。実例から言うと、工事費が、契約金額が高止まりしがちな設計・施工の一括のプロポーザルで出す必要があるのか。私には全く理解できませんでした。納得のいく説明が何一つなかった。

この当初予算の提案のときに説明がありました。来年度予算、そもそも組もうと思ったけれども、数億円財源が不足していたと。それで皆さん、いろんなところを絞って苦勞してこの予算を組み上げているんだと思います。また、昨年度の決算は、単年度赤字、数億円の赤字が出た。そういう報告もありました。とにかくもうお金がないんです。

学校が必要ないとは思いません。ただ、庁舎を建てて、八津田小学校を建てて、今度は図書館を建てる。小中一貫校を建てる。大型事業が続きます。全てが不必要とは思いませんが、町民の立場に立てば、できるだけお金を効率的に使う、そういう工夫があってしかるべきなのに、何か訳の分からない説明で、庁舎のときの実例で言うと、高くつく方法を選択する。全く私には理解できません。よって、この来年度予算には賛成できません。

ただ、仮にですが、私の賛同者が出てこの予算が否決されたとすれば、この債務負担行為さえ削除して再提出していただければ賛成させていただきます。とにかくこの債務負担行為、来年度63億円以上、一括で契約することは納得がいきません。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

小中一貫校は、この頃、急に湧き出てきた話ではありません。もともと長い歴史の中で、議会のほうも視察や研修をしながら、この小中一貫校に取り組んできた流れがあります。

また、議会のほうが小中一貫校を目指してはというふうな声を出しても、逆に新川町長のほうが、まだその時期ではないということではなかなか前向きにいなかった。

ところが、子どもの数が少なくなってきた。また、各学校の建替え時期が近づいてきた。経費面、学校の子どもたちに対する教育面、そういうことを総合的に勘案して、最終的にこの小中一貫校を目指そうということで新川町長も判断をされたものというふうに理解をしています。

今回、この予算が上がってきたわけなんです、これを少しでもまた１年、２年先に延ばすと、その分、今の現状の学校に経費がかかったり、また、もし事故等があったは大変なことになりますので、一日も早い対応をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど、学校、庁舎も含めていろいろな施設が次から次に出てというふうな宗議員のお話もありましたが、あくまでも今、建てることだけで言われましたが、もしこれを建てなかったらどうなるのかということを言うと、今の現状の学校を全て建て替えるというのは到底無理な話だし、今の学校を改築するというのも経費がかかり過ぎる。そういう点を考えれば、一つにまとめて経費節減もできる、なおかつ子どもたちの教育も、すばらしい教育を進めていくこともできるという観点があるのではないかなというふうに思っております。

他の予算もあります。当初予算ですので、ぜひともこの予算は可決すべきだという観点から、原案に対しての賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（１４番 池亀 豊君） 議案第６号令和６年度築上町一般会計予算について、図書館整備事業７億３１９万２，０００円、債務負担行為、令和７年度４億８，８７０万円について反対の意見を述べます。

令和５年第１回臨時議会での築城支所を図書館として整備するために設計業務委託を行う予算と債務負担行為が提案され、私は築城支所の利活用は大事だと思いますし、町民の方が図書館を願っていますので反対はしませんが、本当に町民の皆さんが喜んでいただける図書館になることを願ってと町長に答弁を求めました。

そして、昨年、基本設計の改修外観イメージが広報などで公表された後、何人もの町民の方から、築城支所の外につけられる樹木のような木ルーバーの外装について否定的な驚きの声を聞き

ました。

私もあの変なものを築城支所の外観につけることには反対です。今からでもあれをやめて、もっと少ない予算での新しい図書館になることを願って、この予算に反対の意見とします。

小中一体型校整備事業 2 億 6,420 万 5,000 円、債務負担行為、令和 7 年度から令和 8 年度 63 億 5,700 万円について、反対の意見を述べます。

築上町は、この間、小中学校の在り方について町民の皆さんの意見をよく聴いてこられたと思います。そのことには本当に感謝の気持ちを申し上げたいと思います。

その過程の中で、椎田中学校区の住民の皆さんから、統廃合もやむを得ないという意見が多数になったと聞きました。私は事の始まりとなった令和 3 年 5 月の「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の事業題目の中にある「将来的に小学校の統合を見据えた」という文面、町が先に統廃合を計画し、その経過の中で、椎田中学校区の町民の皆さんからは反対意見がほとんど出なくなったということだと思えます。

私は、町民の皆さんとの話合いの中でそうなっていくのであればいいと思うんですが、町が統廃合の計画を立てた後に町民の皆さんの意見を聴いていくという、こういう進め方について賛成できません。

以上、令和 6 年度築上町一般会計予算に反対の意見とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。これで討論を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）
何ですか。（「反対討論」と呼ぶ者あり）もう終わりました。（「いいえ、反対討論をさせてください」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）今、討論は終わったんですよ。（「討論を終わる前に反対の意見を求めなかったです」「採決の前ならいいと思います」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、反対の意見のある方。工藤議員。

○議員（5 番 工藤 久司君） 議案第 6 号令和 6 年度築上町一般会計予算に対しての反対討論をいたします。

本予算は、築上町全体の予算ということで中身については賛成しますが、2 点ほど反対の項目があります。図書館整備事業費と小中一体型校建設事業費の関係予算についてです。

債務負担行為の図書館整備事業費 4 億 8,870 万円、小中一体型校整備事業費 63 億 5,700 万円と本予算の図書館整備関係予算 7 億 230 万円、学校整備費 2 億 5,080 万円、図書館建設関連事業費の合計は 11 億 9,100 万円、小学校、小中一体型校関係予算が合計で 66 億 780 万円、合わせて 77 億 9,800 万円です。

まず、図書館建設の事業費に対してですが、築城支所に、今の図書館が手狭ということで利活

用することは理解できますが、図書館建設だけに約12億円もかける理由がどこにあるのでしょうか。有名建築家でなければできない事業なののでしょうか。その理由が全く分かりません。

3月に設計が出来上がるということですが、その後の予算提案でも全く問題はなく、来年の7月か8月ぐらいに開館とのことですが、それならば、建設よりもまず運営方法や維持管理費の中身をしっかり決めるべきであり、いまだにその説明がありません。急ぐ理由も分からないし、取りあえず建てて中身は後回しですか。

例えば、図書館だけではなく、子育て、福祉、防災等、一般質問でも言いましたが、複合施設等様々考えられますし、併せて周辺のビジョンも考えるべきであり、図書館だけでほかの案は聞こえてきません。建てる、建てたいだけであり、これだけ予算を使うのであれば、築上町のにぎわい、また活性化の位置づけを考えるべきであり、町長は、入館人数より町民の教養を高めたいための図書館。一方、教育長は、幅広い世代が集える交流拠点を目指すと言い、その方針もばらばらに感じます。何事も最初が肝心だと思います。

次に、小中一体型校整備事業費についてですが、椎田校区の小中一貫校の建替えということで現在も進んでいると思いますが、今現在の出生数が減っていること。令和4年に我が町で生まれた子どもたちは89名、令和5年が70名、で、令和10年度には、築上町全体の小学校入学者数は69名と推計をしています。果たして築城校区、椎田校区、2校の小中一貫校が要るのでしょうか。

そもそも10人以下にならないと統廃合はしないと、今まで議論がなかった。築城中建替え、八津田小建替えの計画時にも小中一貫校の議論はなかったと認識をしています。それがいきなり統廃合ではまず地域の人も納得できません。現に上城井・下城井地区は存続を求めています。今議会で教育長もその存続を認めています。これは行政運営に大きな影響を及ぼすのではないかなと考えています。地域が要望すればどうでもなるのでしょうか。

椎田校区も存続を求める声はあります。しかし、建て替えて新しい学校になることで納得しているのではないかと感じています。

合併して20年がたとうとしています。学校再編成には大きな決断が要ります。町長がよく「縮充」という言葉を使いますが、まさに中学校を一校にまとめることで「縮充」であり、これこそが築上町が一つになり将来の大きな力になると確信します。学校が新しくなっただけでは児童生徒数は増えないし、学力も上がりません。

本予算には、この事業費以外にも、校舎の解体、またグラウンド整備、外構工事、放課後児童クラブ室の建設、駐車場の用地買収や整備事業費など、本体工事とは別に約10億円以上かかるとも見込まれています。

この2つの大型事業の合計は約90億円になるだろうと予想します。財政面においても、起債

の残高が令和6年に108億円で、10億円を超える償還期間が、令和9年度までなの、この大型事業をすると、残高のピークが令和8年度約160億円、償還のピークが令和11年で10億円を超える償還期間が令和17年度までとなると試算されています。このハード事業が何を意味するのか、人口減少・少子化等の対策、また様々な諸問題に対しても解決が困難になるのではないかと危惧します。

何をしなければならないのか、何をすべきなのかを見誤ってはならないと思います。築城支所の利活用で図書館を建てたい、古くなったから椎田校区の小中一貫校を建てたい、こんな漠然とした目的では全てが無駄になってしまう。目的を持ってもっと明確にして、それに向かってピンポイントに予算を当てていく、そのバランスが重要であり、全ての予算は、町の発展のためであり、町民の幸せのために執行されなければならないと思っております。こんな計画では、将来の不安だけで町の未来はないと考えます。

今議会で、町長答弁で、「これがラストチャンスだと思います」という答弁がありました。この言葉が非常に重く全てに対しと受け止めています。いま一度目的をはっきりさせて計画の見直しを求め、反対討論とします。

以上。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今議会のこの提案ですが、これも全て議会が執行部の提案に対して賛成可決をした経緯があります。それを今、反対討論をもっともらしく言われている議員さんが数名おられますけれども、これは議会の議決を優先すべきだと思います。

以上の理由で、執行部提案を変えることはないというのが賛成意見です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 賛成の立場で意見を申し述べます。

学校及び図書館の予算に反対ということでございますが、この学校と図書館の予算、これは非常に大事な予算だと私は思っております。なぜか。それは我が町の未来を担う子どもたちに変大きな関わりのある予算だからであります。

どの小学校、中学校も建物は非常に古いし、八津田小学校と築城中学校は建て替えましたが、あと残された学校は非常に建物は古く、耐震の部分も非常に心もとないというか、不安な要因が多々あると思います。大事な、我が町にとっても非常に大事な子どもたちをいつまでもその校舎の学校に通わせなければならないというのが、これは非常に問題だというふうに思います。

それから、もうかなりこの学校の問題も図書館も非常に前からもう言われていることでありま

す。ですから町民の皆さんはまだなのか、まだなのかというふうに思っております。やると決めたらもうやるしかないんです。

図書館も築城支所の利活用ということで持ち上がったということですが、大部分の方が早くやってほしいと思っております。何よりもこの当初予算、我が町にとって大事な大事な予算であります。可決しなければ築上町が前に進みません。ということで賛成意見とします。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号

○議長（塩田 文男君） 日程第4、議案第7号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長、池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第7号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論なしと認め、討論を終わります。これで討論を終わります。

議案第7号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員

長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号

○議長（塩田 文男君） 日程第5、議案第8号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第8号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第8号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第9号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第9号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、債権2件のうち、1件の

消滅事項の中断を求める裁判を行うための費用が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第9号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第7、議案第10号令和6年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第9、議案第12号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第12号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第10号から議案第12号まで委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第10号令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本予算案について慎重に

審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第7、議案第10号令和6年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第10号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第11号令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 議案第11号令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について反対の意見を述べます。

築上町の国保税は、全国の自治体が値上げを続けるこの十数年間、一度も値上げを行わず、特に令和5年度で見ると所得ゼロの世帯にもかかる直接税に当たる平等割、1人当たりの均等割は、京築でも行橋市の8万9,600円より2万円安く、苅田町、みやこ町より1万5,000円以上安く、豊前市よりも9,000円安くなっています。これは新川町長と職員の皆さんの御努力の賜物であり、感謝申し上げるものであると思っています。

それでも国保税は高いのです。経済的な理由で受診を控えた末に手遅れ状態となり、死亡した人が3年連続で増えていることが、全日本民医連が発表した調査報告で明らかになりました。その死亡事例のうち、保険料が払えず無保険だった方が約半数を占めています。無保険者をつくらせない抜本的な対策、高い国保税の引下げが今本当に求められていると思います。

以上、高い国保税の引下げを求め、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど池亀議員からお話があったように、この近隣ではそんなに高くないというか、安い保険料で対応しています。これは今まで一時、この近隣でも高い健康保険料だったのが、健全な運営等でここまで安くなったのかなというふうに思っております。

これから先も同じように住民負担を少なくするために健全な運営をしてもらうための予算だろうというふうに思っていますので、来年度も引き続き健全な運営のためにこの予算を可決して、住民負担を少しでも少なくしていただきたいという思いから討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これから議案第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第 12 号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 12 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 13 号

日程第 11. 議案第 14 号

日程第 12. 議案第 15 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 10、議案第 13 号令和 6 年度築上町西角田財産区特別会計予算についてから、日程第 12、議案第 15 号令和 6 年度築上町上城井財産区特別会計予算についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号から議案第 15 号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第 13 号から議案第 15 号まで委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第 13 号**令和 6 年度築上町西角田財産区特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、自主造林売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 14 号令和 6 年度築上町葛城財産区特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、土地売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 15 号令和 6 年度築上町上城井財産区特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、自主造林売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございました。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第10、議案第13号令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算についてを議題とします。委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算についてを議題としま

す。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第16号

○議長（塩田 文男君） 日程第13、議案第16号令和6年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案に対して、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第16号令和6年度築上町水道事業会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第16号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１４．議案第１７号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第１４、議案第１７号令和６年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第１７号令和６年度築上町下水道事業会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第１７号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１５．議案第１８号

日程第１６．議案第１９号

日程第１７．議案第２０号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第１５、議案第１８号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１７、議案第２０号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてまでは、総務産業建設常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号から議案第２０号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第１８号から議案第２０号まで委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第１８号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第１９号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、期末手当基準日に育児休業を取得している会計年度任用職員に対し、期末手当の支給を受けることができるよう、職員との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第２０号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、会計年度任用職員の勤勉手当について定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。これで委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第１５、議案第１８号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第１８号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１８号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１９号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第１９号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１９号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第２０号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第20号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第21号

○議長（塩田 文男君） 日程第18、議案第21号築上町収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第21号築上町収入印紙等購買基金条例の制定について、本条例案について、一般旅券（パスポート）発給事務が福岡県より権限移譲されることに伴い、福岡県領収証紙及び収入印紙の購入並びに売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うための基金を設置するために条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第22号

○議長（塩田 文男君） 日程第 19、議案第 22 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第 22 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第 22 号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 22 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 23 号

日程第 21. 議案第 24 号

日程第 22. 議案第 25 号

日程第 23. 議案第 26 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 20、議案第 23 号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 23、議案第 26 号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第26号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第23号から議案第26号まで委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第23号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたことに伴う所要の名称変更と、新たに海岸地先水域占用料を追加するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第24号築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたことに伴う所要の名称変更と、築上町漁港管理条例と整合を図るため、土砂採取料について料金を見直すため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第25号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、解体を行った町営住宅並びに解体予定住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

ちょうど切りがいいので、もう少し残っていますが、一旦、ここで休憩したいと思います。
10分休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第20、議案第23号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これから議案第２３号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２３号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第２４号築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２４号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２４号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２５号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第25号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これから議案第26号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第24、議案第27号

○議長（塩田 文男君） 日程第24、議案第27号築上町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第27号築上町……

○議長（塩田 文男君） ちょっと待ってください。（「休憩入れていただいていいですか」と呼ぶ者あり） ちょっと待ってください。マイクがちょっとスイッチが入らないみたいなので、一旦休憩とします。

午前11時18分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、故障でしたが、再開をいたします。

最初から行きたいと思います。

日程第24、議案第27号築上町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第27号築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について、本条例案について、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、児童または生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等の対策の推進に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第27号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第25. 議案第28号

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第35号

日程第28. 議案第36号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第２５、議案第２８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてから、日程第２８、議案第３６号町道路線の廃止までについては、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号から議案第３６号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第２８号から議案第３６号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第２８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、本条例案について、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、自由刑である懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、関係する８条例について改正を行い、また、改正に併せて、功労表彰の対象者に関する規定などを現状に合わせたものに改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第２９号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本条例案について、地方自治法の改正により、第２４３条の２（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）及び第２４３条の２の２（職員の賠償責任）がそれぞれ第２４３条の２の７及び第２４３条の２の８に、また、地方自治法施行令の改正により、第１７３条（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）が第１７３条の４に変更されたため、関連する５条例の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第３５号町道路線の変更について、本案について、湊１５号線のほか５路線が町道として管理することが不適当な区間であるため、道路法第１０条第２項の規定により町道路線の変更を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第３６号町道路線の廃止について、本案について、高塚７９号線ほか４路線が道路用地以外の土地を含むなど、将来の道路改良計画がなく、町道として管理することが不適当なため、道路法第１０条第１項の規定により町道路線を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第２５、議案第２８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２８号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２８号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２６、議案第２９号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２９号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２９号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２９号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２７、議案第３５号町道路線の変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第35号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第36号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 議案第37号

○議長（塩田 文男君） 日程第29、議案第37号権利の放棄についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第37号権利の放棄について、本案について、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の交付を受けた6件の債権について、債権回収の見込みがないことから請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議

決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第37号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30．議案第38号

日程第31．発議第1号

日程第32．議案第41号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第30、議案第38号公有水面の埋立てについてから、日程第32、議案第41号築上町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第41号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

議案第38号から議案第41号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第38号公有水面の埋立てについて、本案について、築城基地滑走路延長事業により公有水面を埋め立てることに伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定により福岡県知事から意見を求められたので、同法第3条第4項に基づき、町議会の議決を求めるもので、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

本条例案について、刑法等の一部を改正する法律が公布され、従来の懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、条例の一部改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第41号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、地方税法の一部を改正する法律が公布され、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害での住宅や家財等の資産の損失について、令和6年度分の個人町民税で、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるため、条例の一部改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第30、議案第38号公有水面の埋立てについてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 議案第38号公有水面の埋立てについて、異議がありますので、意見を述べます。

この滑走路延長事業は、令和4年5月にソピアで行われた説明会での資料、対象事業の内容で、「築城基地では、米軍機の緊急時の受入れに必要な機能を備えるため、駐機場、燃料タンク、火薬庫、庁舎、宿舎、倉庫、滑走路及び誘導路の改修、延長等の整備が行われる計画となっています」と防衛省が説明しているように、米軍機の受入れのためのものです。

読売新聞の報道によると、自衛隊が昨年参加した他国間の共同訓練が現在の運用体制になった2006年比で18倍に増加したことが分かりました。また、同じく読売では、昨年春以降、米軍の郵便で合成麻薬を密輸していたことも報道されています。

米軍機は、日本の戦闘機F-2などの数倍事故を起こしています。また、米軍機が来ると、オスプレイの運用も当然考えられます。

今月14日、陸上自衛隊は、昨年4月に墜落したヘリコプターの事故で、2機あるエンジンの出力が相次いで低下したと発表しました。同機は、片方のエンジンが機能不全に陥っても、もう一つのエンジンで飛行できる設計になっているそうです。オスプレイにはそのような機能がついていません。オスプレイは、開発段階から昨年11月、屋久島沖で8人が死亡した事故までに65人が死亡しています。

米軍が来ることには反対です。いつ民家の上に落ちてくるか不安です。

以上、滑走路延長事業に伴う公有水面の埋立てについて、異議ありませんとの議決をすることに反対いたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 賛成の立場から意見を述べたいと思います。

公有水面の埋立てについては、国防というか、国の施策であり、特に築城基地の滑走路延長は、日本における国防の最大の施策でもあるのではないかというふうに思っています。

また、築上町においては、滑走路を延長することにより、カメラミッション等の位置を少しでも沖にやることにより、騒音が少しでも軽減する可能性があるということで、これは新川町長からそういうふうな話、説明もありました。

また、環境問題につきましては、調査をした結果、別に問題はないということで報告もあって、また、滑走路を延長することにより、急激な発進、アフターバーナーを焚いての発進が少しでも軽減されれば、騒音も少し軽減される可能性があるのではないかということを考えれば、滑走路延長は町としても進めるべきではないかなというふうに考えますので、公有水面の埋立てについては、賛成の立場として意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これから議案第３８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３８号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 賛成多数です。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３１、発議第１号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第41号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33. 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（塩田 文男君） 日程第33、常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出と議会運営委員会委員長から閉会中の継続審

査の申出がありましたので、これを許可したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査と議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査については、申出のとおり決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長からの挨拶の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さんには、第1回定例会、3月4日から慎重に審議をしていただき、全議案採択を頂き、大変ありがとうございます。また、人事案件についても100%の同意を頂いたということで、ありがとうございます。

開会中に決まった件がございますので、皆さんにお知らせしておきますけれども、能登半島沖の地震、能登半島の地震、これによろやく石川県のほうが受入れ体制ができたということで、町職員をお互いの町村会との協議の下に、本町からも1名派遣をするように決定をいたしました。派遣者は野村仁資君といって、生涯学習課スポーツ振興係長ということで、派遣をすることになりました。そして、向こうでの支援業務は、災害の被災者生活再建申請の受付事務というようなことで、この事務に担当していくというようなことで、期間は4月23日から5月の7日間ということで、ちょっと長丁場になります。ちょうど連休中にもなるんですけど、本人の了解を取って行っていただけるというようなことで、お知らせをしておきます。

それから、もう一点は、これはもう令和7年のことになりますけれども、本町に新嘗祭という形で打診が来まして、JAと両方で実行委員会をつくりながら、受けるというふうな方針を決定しておるところでございますし、あと、また議員の皆さんにもいろんな予算関係あたりをお願いしていかなければいけないだろうと。これはちなみに、本町での新嘗祭が行われたのは、築城のほうで行われたのが、これが平成16年に築城のほうで行われておるということで、そして、旧椎田においては昭和45年の、これは粟だけを献穀するのを引き受けたという状況になって、今回は献穀は粟と米と両方、本町のぜひ椎田地区のほうから納めてほしいと、このような形が福岡県米麦品質改善協会行橋支部から連絡がありまして、受諾をしようということで、これはおとついの話でございます。

それから、もう一件は、福岡県の植樹祭開催ということで、これも令和7年でございますけれども、これが大体11月頃になりましようけど、この植樹祭も本町で行うというようなことで。ちなみに、前回は昭和48年の4月に旧椎田町のほうで行っておるけど、それ以降、築城は今まで一回も行われていなかったという状況でございますけど、そういうことで、2件だけそういう

行事を引き受けるということで、皆さんも認知のほどをよろしくお願い申し上げたいと。

それでは、もう本当に気候も暖かくなってまいりましたので、皆さん、御自愛しながら、皆さんの御活躍、御健勝をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和6年第1回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時01分閉会
